

大町市文化会館内食堂運營業者募集要項

1 目的

大町市文化会館及び大町公民館並びに勤労者福祉施設(以下「会館施設」という)を利用する来館者の利便性の向上を図ることを目的として、文化会館内食堂を運営して飲食等を提供する事業者を募集する。

2 施設の名称及び所在

(1) 名称 大町市文化会館

(2) 所在 大町市大町1601番地2

大町市文化会館 サン・アルプス大町棟内食堂

3 営業内容

(1) 食堂における飲食物(アルコール飲料含む)の提供

(2) 会館施設で行われる会議等出席者への飲食物の提供(大ホール内は飲食不可)

4 応募資格

次に掲げる要件を備える法人又は個人とする。

ア 過去1年間、食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく行政処分を受けたことがないこと。

イ 過去1年間において、法人にあつては法人税、消費税(地方消費税を含む。)、法人事業税及び法人市民税の、個人にあつては所得税、消費税(地方消費税を含む。)及び市民税の滞納がないこと。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札に参加できないとされているものでないこと。

エ 良質な飲食等を低廉な価格で提供できること。

オ 従業員及び役員等が暴力団関係者でないこと、又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していないこと。

5 施設(行政財産)の物件概要

面積:128.5㎡(厨房16.5㎡、食品倉庫6㎡、サービスフロア92.5㎡、休憩室6㎡、廊下・便所7.5㎡)

客席:46席程度

設備:空調設備、厨房設備、照明設備

現状のまま使用を許可する(現在の使用者が設置等した備品を除く)。修理・交換等が必要な場合は原則使用者の負担で行うものとする。それ以外に必要なものがある場合は、市と協議し、使用者の費用負担により用意するものとする。

什器:現在、食堂内にある、市が所有する椅子・テーブル等について、現状のまま使用することができる。修理が必要な場合は、原則として使用者の負担で行うものとする。それ以外に必要な什器及び備品がある場合は、使用者の費用負担により用意するものとする。また、不要なものについては、市に返却することができる。ただし、いずれの場合も市と必ず事前に協議すること。

※市が用意する厨房機器及び備品については、別紙②「厨房機器・備品リスト」による。

6 使用許可

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項及び大町市財務規則(昭和51年規則第4号)第184条第1号の規定に基づき、以下の条件を付して施設(行政財産)の使用を許可する。

(1) 使用の目的

主として会館施設の利用者に飲食等を提供することを目的とする。

(2) 使用期間

使用期間は、1年以内とする(初年度については、令和8年3月31日までとする)。ただし、令和10年3月31日までの使用期間において、使用期間を更新しようとする場合は、当該年度前年の12月31日までに改めて使用許可の申請をすることができる(使用料については別に定める)。

(3) 施設使用料

施設使用料は、免除する。

(4) 使用上の制限

ア 使用者は、使用財産について、形質の変更をしてはならない。ただし、あらかじめ書面による承諾を受けたときは、この限りでない。

イ 使用者は、使用財産を第三者に転貸してはならない。

(5) 使用許可の取消し又は変更

次のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがある。この場合において、使用者は使用許可の取り消し又は変更によって生じた損失の補償を請求することができない。

ア 使用財産を、公用又は公共用に供するため必要とするとき。

イ 応募資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

ウ 施設(行政財産)の使用条件に違反したとき。

(6) 使用終了

使用者は、使用期間が満了したとき、又は「(5)使用許可の取消し又は変更」により使用許可を取り消されたときは、市が指定する期日までに使用財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市が特に承認したときはこの限りでない。

この場合において、使用者は、市に対し一切の補償を請求することができない。なお、地方自治法第238条の4第8項の規定により、借地借家法(平成3年法律第90号)の規定は、適用されない。

(7) 損害賠償

ア 使用者は、その責に帰する理由により、使用財産の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

イ アに定める場合のほか、使用者は、施設(行政財産)の使用条件に定める義務を履行しないため市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(8) 有益費等の請求権の放棄

使用者は、使用財産について支出した有益費、必要費その他の費用を請求することができない。

(9) 実地検査等

市において必要があるときは、使用財産について随時実地に検査し、資料の提出又は報告を求め、その他その維持使用に関し指示するものとする。

7 保証金

(1) 保証金については、3万円とし、別途発行する納入通知書により期限までに納入しなければならない。

(2) 保証金は、本使用許可に伴う一切の損害賠償に充当する。

(3) 前項の充当により保証金に不足が生じたとき又は充当によっても不足がある場合は、追納しなければならない。

(4) 保証金は、「原状回復」の規定により原状に回復した後これを還付する。

(5) 保証金には、利息を付さない。

8 営業条件

(1) 営業開始日

令和7年4月16日(土)以降

(2) 営業日及び営業時間

ア 原則として文化会館の開館日は営業するものとする。文化会館の休館日は、以下のとおり。

(ア) 月曜日(ただし月曜日が休日の場合は、直後の平日まで順次繰り下げる)

(イ) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日(ただし、その日が日曜日、休日、(ア)の該当日、若しくは前々日以前の休日について本項の規定を適用した場合に該当日となるときは、順次繰り下げる)

(ウ) 12月29日から翌年の1月3日までの日((ア)・(イ)に掲げる日を除く)

イ 営業時間には、午前11時から午後5時までの時間帯を含むものとする。

ウ 営業日又は営業時間について、やむを得ない事情がある場合は、市と協議の上、臨時に変更することができる。

(3) 営業方法

使用者は、自ら食堂を営業するものとし、第三者に下請けさせ、若しくは委任してはならない。

(4) 許認可等

営業に関して必要な許認可等は、使用者の負担と責任において取得し、営業開始日までにその写しを市に提出しなければならない。

(5) 残飯等の処理

残飯、残菜その他の塵芥等は、使用者の負担と責任において処理しなければならない。

(6) 光熱水費等の負担

使用者は、営業に必要な光熱水費等(電気料金、ガス料金、水道料金及び下水道料金)を負担しなければならない。

(ア) 電気料金は、食堂にかかわる部分のみを計測するために設置した単相電力計及び三相電力計による電力使用量に基づき、中部電力の「契約電流40Aの従量電灯B」及び「低圧電力」の区分による料金計算に準じて算定する。使用者は、市が発行する請求書を受領してから14日以内にこの料金を支払わなければならない。

(イ) ガス及び水道料金については、それぞれの事業者と使用者との直接契約により負担する。

(7) 衛生管理に係る費用の負担

ア 使用者は、食堂施設を常に清潔に保つとともに、衛生管理を徹底しなければならない。

イ 使用者が行う清掃、防虫、防鼠、消毒等の衛生管理に係る費用等については、使用者の負担とする。

ウ 食堂に係る下水道のグリス粗集器については、使用者の負担で清掃するものとする。

(8) 安全衛生管理上及び食品衛生上の事故等の処理

ア 使用者は、従業員の安全衛生管理上及び食堂における食品衛生上の事故等については、使用者の負担と責任において対処するものとする。

(9) 届出の義務

使用者は、代表者及び団体名称等に変更があった場合は、書面により遅滞なく市に届け出るものとする。

(10) 疑義の決定

その他営業に関し疑義があるときは、市の指示するところによる。

9 応募手続等

(1) 説明会参加手続

ア 日時

令和6年12月20日(金) 午前10時より

イ 場所

大町市文化会館サン・アルプス大町 研修室

※説明会の後、食堂棟現地説明を行います。

ウ 参加申込

(ア)説明会に参加しようとする事業者は、令和6年12月13日(金)まで(ただし、休館日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)に、電話で下記担当まで事前申込みをすること。

(イ)説明会の当日、説明会参加申込書(様式1)に必要事項を記入すること。

エ 参加人員

2人以内

オ 説明会の内容

説明会の内容は、募集についての概要説明、現地見学、質疑応答とする。

カ その他

下記(2)の提出を検討している場合は、必ず説明会に参加しなければならない。

(2) 企画提案参加手続

ア 受付期間

令和6年12月20日(金)から令和7年1月17日(金)まで(ただし、休日を除く午前9時から午後5時まで)

イ 受付場所

大町市文化会館

ウ 提出書類

(ア) 企画提案申請書(様式2)

(イ) 企画提案書(様式3)

(ウ) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書

(エ) 法人にあつては登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、個人にあつては住民票の写し又は公的機関が発行する身分証明書の写し(氏名及び住所が確認できるもの)

(オ) 法人にあつては法人税、消費税(地方消費税を含む。)、法人事業税及び法人市民税の、個人にあつては所得税、消費税(地方消費税を含む。)及び市民税の納税証明書(過去1年間分)

(カ) 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)(令和2年に営業実績がある場合)

※書類は、全て原本(ただし、(エ)の公的機関が発行する身分証明書の写しを除く。)とし、提出された書類は返却しない。

エ 提出方法

応募者が直接持参すること(郵送は不可)

オ 企画提案参加資格

「4 応募資格」の要件を満たす事業者で、説明会に参加し、「6施設(行政財産)の使用条件」を守ることができるものとする。

(3) 食堂運業者の選定及び通知方法

大町市文化会館内食堂運業者の選定は、企画提案方式による競争とする。

ア 第一次審査(書類審査)

応募者の提出書類に基づき、書類による審査を実施する。第一次審査結果及び第二次審査の日程については、すべての応募者に対して通知する。

イ 第二次審査(プレゼンテーションによる審査)

第一次審査を通過した応募者には、プレゼンテーションによる審査を実施し、最も優れた応募者を食堂運業者として選定する。第二次審査結果については、第二次審査を受けた応募者すべてに対して通知する。

(4) その他

ア 企画提案参加申請に係る費用は、応募者の負担とする。

イ 提出書類は、食堂運業者の選定の用途以外に、使用しない。

ウ 企画提案参加申請に係る質問は、説明会の時に受け付けるものとする。

10 担当

〒398-0002

大町市大町1601番地2

大町市文化会館

電話0261-22-9988

※電話での事前申込み、問合せ等は、休館日を除く午前9時から午後5時までの間にお
願いします。

別紙②

厨房機器及び備品リスト

番号	品名	規格 / 寸法			数量	製造者	型番	設置場所	備考
		W	D	H					
1	冷蔵庫(横型)				1	ナショナル	NS-S420ESA	カウンター	平成5年度更新
2	冷凍庫(横型)				1	ナショナル	NR-FC17A	厨房	平成3年度更新
3	調理シンク	750	600	800	1	FUJIMAK		厨房	
4	作業台	750	600	800	1	FUJIMAK		厨房	
5	ガスオープンレンジ				1	オザキ	OZM-120R	厨房	平成6年度更新
6	炊飯器台	600	600	600	1	FUJIMAK		厨房	
7	ガス炊飯器	524	481	420	1			厨房	
8	脇台	800	600	800	1	FUJIMAK		厨房	
9	食器戸棚	1,200	600	1,800	1	FUJIMAK		厨房	
10	水切台	900	600	800	1	FUJIMAK		厨房	
11	消毒槽	600	600	800	1	FUJIMAK		厨房	
12	二槽シンク	1,500	600	800	1	FUJIMAK		厨房	
13	盛付台	1,800	600	800	1	FUJIMAK		厨房	
14	ボトルクーラー	1,220	690	930	1	SANYO	BC450E	客室	
15	コンロ台	600	600	600	1	FUJIMAK		カウンター	
16	ガス2口コンロ				1	リンナイ	RT-2AC	厨房	
17	ガス2口グリル付きコンロ				1	パロマ	PA-701	カウンター	
18	二槽シンク	1,000	450	800	1	FUJIMAK		カウンター	
19	製氷器	500	455	850	1	大和冷機	DRI-25LM	カウンター	
20	テーブル	1,200	750	700	9			客室	
21	テーブル	1,200	750	700	1			展示室倉庫	
22	椅子				26			客室	
23	椅子				14			階段下倉庫	
24	カウンター用椅子				6			階段下倉庫	
25	ガス給湯器				1	パロマ	PH20LXFS	厨房	平成16年度更新
26	ガス炊飯器4L				1	パロマ	PR4100	厨房	平成6年度購入
27	ワゴン(キャスター付き)				1		UTS-4	客室	平成6年度購入
28	エアコン				1	三菱	PUH-J224FA PLA-J-KA	客室	平成8年度購入
29	エアコン				1	三菱	MSHE2024R	休憩室	
30	花台				1			客室	
31	花台				3			階段下倉庫	
32	パーティーション				2			客室	

※使用できると思われるますが、確約するものではありません。